

第2期決算公告

平成23年6月30日

東京都港区芝二丁目29番14号
株式会社 長谷工リフォーム
代表取締役 三井 啓太郎

貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,700,689	流動負債	3,427,635
現金預金	2,112,042	工事未払金	2,065,392
完成工事未収入金	1,973,900	未払費用	188,493
営業未収入金	671	未成工事受入金	536,336
未成工事支出金	540,266	未払金	8,000
商品	3,103	リース債務	11,135
前払費用	8,469	連結法人税未払金	193,171
未収入金	12,689	未払法人税等	95,791
立替金	1,417	未払消費税	98,970
差入保証金	189	預り金	13,877
繰延税金資産	196,669	賞与引当金	37,309
貸倒引当金	△ 148,726	完成工事補償引当金	179,160
固定資産	91,419	固定負債	522,363
有形固定資産	55,360	長期借入金	500,000
建物	21,292	リース債務	22,363
工具器具備品	2,380		
リース資産	31,689	負債合計	3,949,998
		純資産の部	
		株主資本	842,109
投資その他の資産	36,058	資本金	300,000
差入敷金保証金	36,058	資本剰余金	235,573
		資本準備金	75,000
		その他資本剰余金	160,573
		利益剰余金	306,536
		その他利益剰余金	306,536
		繰越利益剰余金	306,536
		純資産合計	842,109
資産合計	4,792,107	負債及び純資産合計	4,792,107

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金
個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 商品
総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）
によっております。
 - (2) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 完成工事補償引当金
当社の請負う修繕工事について、竣工後の一定時期に補修箇所の有無を点検することを約定しており、これらの将来発生する点検費用に備えることを目的として、過去の点検費用の実績単価に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
請負工事の収益計上基準について、請負金額1億円以上の請負工事については工事進行基準により、その他の請負工事については、工事完成基準によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
6. 重要な会計方針の変更
 - (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。
 - (2) 企業結合に関する会計基準等の適用
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。